

第4章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画を定め、災害対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通信等については、この計画の定めるところによる。

1 平常時の情報交換及び情報伝達体制の整備

防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するとともに、その情報の活用に向け、通信ネットワークのデジタル化の推進や大容量ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるよう防災行政無線（同報系）整備、有線系及び携帯電話等を含めた多様な体制整備に努めるものとする。

2 情報交換及び被害状況の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛生通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速、かつ、的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速、かつ正確な収集・連絡を行うためのシステムのIT化等にも努める。

(1) 災害情報等の収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を関係機関の長に連絡するものとする。

イ 災害情報等の伝達・連絡体制は、第3章第4節第7項「異常現象を発見した者の

措置等」の連絡体系に準ずるものとする。

(2) 北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について次により渡島総合振興局に通報する。

- ・ 災害状況及び応急対策の概要・・・災害発生後速やかに
- ・ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ・ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、または応急復旧が完了するまで随時
- ・ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 北海道への被害状況報告

ア 町長は、災害が発生したときは、資料編に示す「火災・災害等即報要領」に基づき知事に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、通信の途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。

- ・ 航空機、大型タンカー等、交通機関の火災
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し、または発生するおそれのあるバスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

回線	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	048-500-7527 048-500-7537	048-500-7782 048-500-7789

イ 災害状況報告

速報、中間報告、最終報告とする。

自らの対応力のみでは、十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に努め、災害の情報が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に渡島総合振興局長に報告するよう努める。

3 災害通信計画連絡

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための通信施設、系統及び通信途絶時における措置については、次のとおりとする。

(1) 災害通信の連絡方法

ア 災害対策本部に対する連絡方法

(ア) N T T一般加入電話利用

(イ) 無線通信施設利用（防災行政無線移動局、消防無線移動局）

(ウ) 車両

(エ) 徒歩

イ 災害対策本部から渡島総合振興局に対する連絡

北海道防災行政無線またはN T T一般加入電話利用（携帯電話含む）

4 公衆電気通信施設

(1) 非常電気通信

ア 災害優先電話として指定されている「重要電話」（「重要電話」の表示がある。）を利用して通話する。

また、(株)N T T東日本は、災害の発生等により通信施設に障害が生じたとき、または通信が著しくふくそうして通話の全部を接続することが困難な場合は、防災関係の電話及び防災に関連する機関以外の一部若しくは全部の通信を制限することができる。

イ 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、防災行政無線等の通信施設及び北海道地方非常通信協議会（北海道総合通信局無線通信部私設課内）が定める機関別通信系統による各無線局等の協力等により通信を行う。

ウ 通信途絶時等における措置

前記による通信系統で連絡ができないとき、または著しく困難であるときは、臨機の措置を講ずるものとする。

《非常・緊急電報の利用方法》

- ① 115番(局番無し)をダイヤルしN T Tコミュニティーケータを呼び出す。
- ② N T Tコミュニティーケータがでたら
 - ・ 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」
 - ・ 予め指定した登録電話番号と通信責任者名等を告げる。
 - ・ 届け先、通信文等を申し出る。

5 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、3から4までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第2節 災害情報等の収集及び伝達計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 通信手段の確保等

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するとともに、その情報の活用に向け、通信ネットワークのデジタル化の推進や大容量ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができよう防災行政無線（同報系）整備、有線系及び携帯電話等を含めた多様な体制整備に努めるものとする。

2 異常現象発見時における措置等

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長または警察官若しくは消防職員に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報

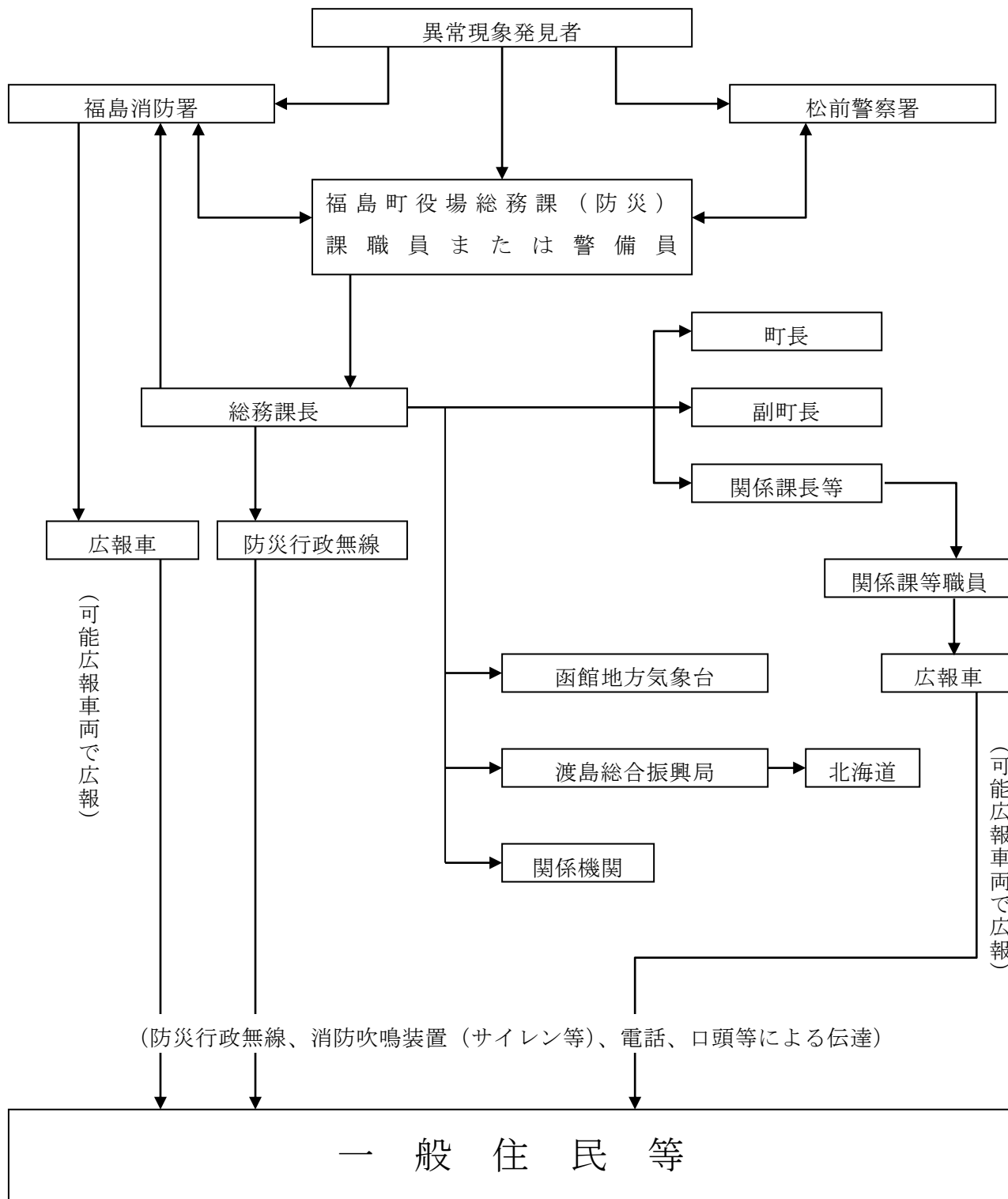
異常現象発見者から通報を受けた警察官または消防職員は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(3) 関係機関、住民等に対する通報

異常現象等に関する通報を受けた町長は、直ちに函館地方气象台、渡島総合振興局・北海道及び関係機関に通報するものとする。

なお、住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により徹底を図る。

災害情報連絡系統図



「伝達は、迅速かつ的確に実施する。」

3 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

(1) 報告責任者

災害情報等の受領周知責任者（総務課長）は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、速やかに北海道知事（渡島総合振興局）に報告する。

(2) 「災害情報等報告取扱要領」

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を北海道知事（渡島総合振興局）に報告する。

ア 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ・ 人的被害、住家被害が発生したもの
- ・ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ・ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- ・ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、または広域的な災害で当町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- ・ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告を要すると認められるもの
- ・ その他特に指示があった災害

イ 報告の種類及び内容

(ア) 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、別表2の「災害情報」の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を速やかに報告すること。また、人的被害が発生した場合は、別表3の「人的被害の状況報告書」で報告すること。

(イ) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共関係の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

速報

被害発生後直ちに別表2の「被害状況報告」の様式により件数のみを報告すること。

中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容により変化を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示に従うものとする。

最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(別表2は、資料編にて掲載)

(ウ) その他の報告

災害の報告は、(ア)及び(イ)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

ウ 報告の方法

(ア) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。

(イ) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

エ 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、「被害状況判定基準」（資料編参照）のとおりとする。

第3節 動員計画

災害応急対策活動要員系統及び人数等は、次のとおりとする。

1 配備体制

災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

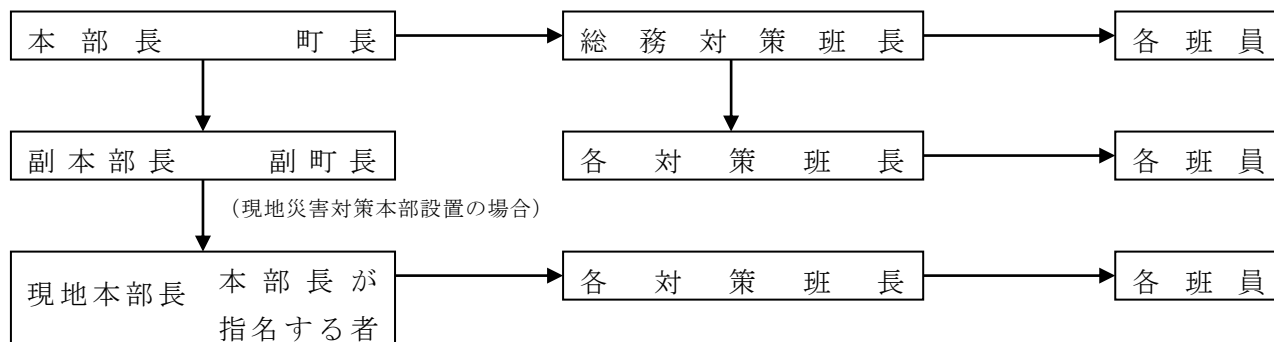
配備の種類、配備内容、配備時期等については、本部及び現地本部の非常配備に関する基準によるが、災害の規模別動員人数等は、各対策班長が別に定め、平常時から配備班員に周知徹底する。なお、本部及び現地本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要としたときは、これに準ずる。

2 動員体制

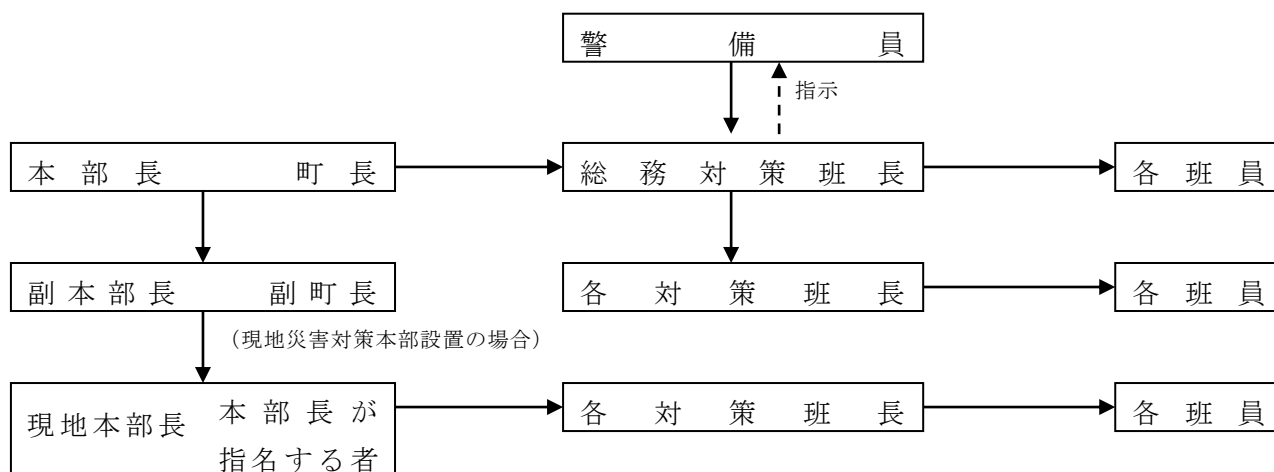
本部長の配備決定に基づき、総務対策班長は次の動員配備伝達系統図により行う。

動員配備伝達系統図

ア 平常勤務時の場合（口頭、庁内放送、電話等）

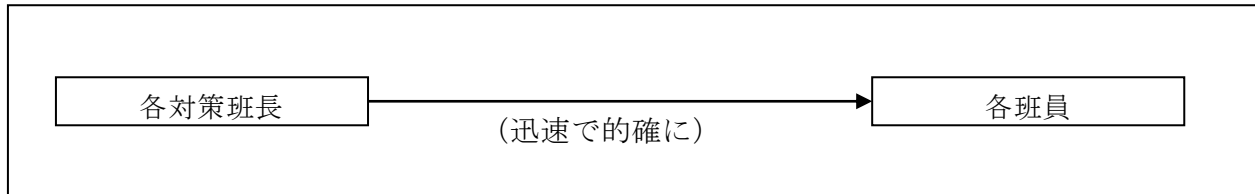


イ 夜間休日の場合（電話、防災行政無線、伝達員等）



3 伝達の方法

平常執務時においては口頭、庁内放送、電話等で行い、夜間休日においては、電話、防災行政無線、伝達員等により行うものとし、その細部にわたる方法及び順序等は各対策班長が班員と協議し、最も迅速で的確な方法をあらかじめ定めておくこととする。



第4節 災害広報計画

災害時において、災害の動向及び予想等を検討し、被害の防止に必要な注意事項等を地域住民に対し広報活動を行うものとする。

1 広報資料の収集要領

被害情報及び災害情報等の資料収集は、住民組織（各町内会等）及び一般住民その他関係機関と緊密な連絡により収集に努め、広報資料の収集及び作成にあたるものとする。

2 災害情報等の発表方法

(1) 住民に対する広報

広報主管	広報責任者	伝達方法	広 報 事 項
総務 対策班	総務 対策班長	防災行政無線 消防無線 広報車	ア 災害の状況に関すること。 イ 避難に関すること。 (ア) 避難の勧告に関すること。 (イ) 収容施設に関すること。 ウ 応急対策の状況に関すること。 (ア) 救護所の開設に関すること。 (イ) 交通機関、道路の復旧に関すること。 (ウ) 電気、水道の復旧に関すること。 エ その他住民生活に必要なこと。(二次災害防止情報を含む。) (ア) 給水、給食に関すること。 (イ) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。 (ウ) 防疫に関すること。 (エ) 臨時災害相談所の開設に関すること。 (オ) その他必要な情報に関すること。

(2) 報道機関に対する発表方法

広報主管	広報責任者	伝達方法	広 報 事 項
総務 対策班	総務 対策班長	口頭、文書問い 合わせによる 回答等	・災害発生の日時及び種類、発生場所、被害の状況、応急対策の状況、住民に対する指示事項 ・住民に対する注意及び協力要請事項等

(3) 対策本部員に対する広報

総務対策班は、災害状況の推移を対策本部員に周知し、各対策班に対し措置すべき事項及び伝達事項を連絡するものとする。

(4) 関係機関に対する広報

総務対策班長は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

被災者を援護するため、災害の状況に応じ「被災者相談所」を設け、担当は町民対策班がこれにあたり、民生の安定に努める。

4 災害時における記録写真

災害時における記録写真の撮影は、総務対策班及び福島消防署と相互に協力して行うものとする。

なお、各課等の主管施設等については、努めて該当主管課等において行うものとする。

第5節 応急措置実施計画

当町の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により国、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
(基本法第 62 条)
- (2) 知事 (基本法第 70 条)
- (3) 警察官または海上保安官 (基本法第 60 条、第 63 条第 2 項)
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第 80 条)
- (6) 水防管理者 (町長)、消防機関の長 (消防長) 等 (水防法第 17 条及び第 21 条)
- (7) 消防長または消防署長等 (消防法第 29 条等)

2 町長の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、当町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めたときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、当町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法施行令第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占用等に対する通知

町長は、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の

工作物または土石、竹林その他の物件（以下「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下「占有者」という。）に対し、当該土地建物等の名称または種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間または期日その他必要な事項（以下「名称または種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称または種類等を、福島町公告式条例（昭和30年1月25日条例第1号）（以下「公告式条例」という。）に定める掲示場に掲示しなければならない。

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去及び保管

町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。この場合において、除去した当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他工作物について権限を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により工事しなければならない。

(ア) 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物の名称または種類、形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等を保管を始めた日時及び保管の場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(イ) 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- a 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、役場の掲示板に掲示する。
- b 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙または新聞紙に掲載すること
- c 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を町総務課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、または

その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(ア) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物

b 競争入札に付しても入札者がいない工作物

c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

(イ) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。

(ウ) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、これらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(エ) 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び6条の規定を準用する。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等

町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、基本法第68条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請するものとする。

(6) 住民等に対する緊急従事者指示等

ア 町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、当町地域内の住民、または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
(基本法第65条)

イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない理由、または必要があるときは、当町地域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させること

■第4章 災害応急対策計画

ができる。 (水防法第24条)

ウ 消防職員、また消防団員は、人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。 (消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。 (消防法第35条の7第1項)

第6節 避難対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するため、町長が必要と認める地域住民に対し、安全地域への避難のための立退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難場所を開設するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者及び措置内容

(1) 町長（基本法第60条、第61条）

ア 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの指示、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに渡島総合振興局長に報告する。（避難解除の場合も同様とする。）

救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については町長が行う。

また、立退き先指示等ができない場合は、警察官または海上保安官にその指示を要請するものとする。

イ 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命・身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

ウ 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

(2) 水防管理者（水防法第29条）

洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。この場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 知事またはその命を受けた道の職員

（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事または知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、またはその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避

難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 渡島総合振興局は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先の指示及び避難の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

(4) 松前警察署長または函館海上保安部長

松前警察署長または函館海上保安部長は、町長から要請があったとき、または町長が立退き指示ができないと認めるときは、立退き指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察及び函館海上保安部がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡

道、町長、松前警察署長及び函館海上保安部長は、法律または防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、または指示した場合は、相互にその旨を連絡する。

3 避難勧告、指示及び避難準備情報の周知

避難の勧告、指示または避難準備情報は、第3章第4節2「予報（注意報含む）警報、並びに情報等伝達系統図」により、警察、消防等関係機関と緊密な連絡をとりながら周知する。

(1) 周知すべき勧告、指示及び避難準備情報事項

- ア 避難の勧告、指示及び避難準備情報の理由及び内容
- イ 避難場所及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等（灯油、ガスの元栓閉鎖、戸締まり等）
- エ 携行品（食料、懐中電灯、水筒、携帯用ラジオ、着替え、タオル等必要最小限のもの）

(2) 周知の方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況、地域の実情等を考慮し、2つ以上の方法を併用して周知する。

ア 広報車による伝達

広報車（町有車両で放送設備積載のもの）、消防広報車及び消防自動車により伝達する。

また、必要がある場合は警察のパトロールカー等の出動を要請し、伝達する。

イ 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

ウ 防災行政無線施設による伝達

役場及び消防署に設置してある防災行政無線施設を利用し、伝達する。

エ 緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス

4 避難方法

(1) 避難場所等の設置

避難のための立退きを勧告、または指示及び立退き先の指示を必要とした場合、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、あらかじめ定めてある避難場所等のうち、最も安全で速やかに避難できる避難場所等を指定する。

避難場所等は、一時避難場所、広域避難場所及び避難所とし、必要によりこれを開設するものとする。

また、避難開始とともに、総務対策班は各避難場所等に責任者その他の要員を派遣し、住民組織等の協力を得て誘導、収容等を行い、避難人員及び世帯確認等の業務にあたるものとする。

ア 指定緊急避難場所

災害の危機が切迫した緊急時に置いて町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所のうち町長が指定したもの

イ 指定避難所

家屋が相当の被害を受け、またはライフライン（電気・ガス・水道・電話など）の切断等により居住できないと判断した場合に、一時的な生活の拠点が確保できる施設とする。

ウ 一時避難場所

広域避難場所に避難する前の中継地点であり、状況の変化により住民等が速やかに移動可能な安全な場所とする。また、ボランティア等の活動拠点ともなる公園、緑地、学校のグラウンドなどの場所である。

エ 広域避難場所

災害規模の拡大等により事前避難や避難として利用した一時避難場所に危険が生じ、さらに他の安全な避難場所等に移動する場合の集団避難輸送の集合場所とし、さらには被害が広範囲にわたると予想される地震、津波、大火等に対応しうる避難場所として利用する場所とする。

オ 避難路

広域避難場所へ通じる道路等で、避難圏の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路とする。

カ 電話による伝達

N T T回線電話及び携帯電話により、住民組織、防災関係機関等に伝達する。

キ 個別訪問による伝達

停電時、放送施設の被害や交通遮断等による広報車、消防自動車の運行が不可能な場合は消防団、または伝達班を編制し、個別訪問による伝達をする。

ク ラジオ、テレビ放送による伝達

各報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送を利用できる場合は、これにより伝達をする。

(2) 避難場所等の収容人員及び施設の状況

指定する避難場所等は、第3章第13節避難体制整備計画、資料編の「避難場所等一覧」のとおりであり、原則として最寄の安全な施設に収容することとするが、災害の種別、規模等により随時、災害対策本部より指示するものとする。

(3) 寝たきり老人、介護を要する者等にあつては、必要に応じ、福祉施設や医療機関等の協力を求めて行うこととする。また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。

(4) 避難誘導

住民の避難誘導は、町長が指定した町職員が誘導員としてこれを行い、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得る。

誘導にあつては、あらかじめ把握している高齢者・乳幼児・障害者等の避難行動要支援者を優先し、町内会等の協力を得ることとする。

(5) 移送の方法

避難は各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。

また、町は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、町において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

6 避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮して避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

7 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

- (1) 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (2) 知事及び町長は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 町長は、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

8 避難所の運営管理

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は町長が指定する職員及び管理者との連絡並びに避難者の収容等に当たるとともに、関係機関と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。

- (3) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (4) 町は避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (5) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、道や関係機関と連携して、段ボールベッドの早期導入を図るものとする。
- また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。
- (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (7) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

9 避難の勧告、指示区分の基準

(1) 避難勧告等の種別

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報※1
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 避難指示（緊急）※2
警戒レベル3	<p>高齢者等は立退き避難する。</p> <p>その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</p>	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え自ら避難行動を確認する。	<p>洪水注意報</p> <p>大雨注意報</p>
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	<p>警報級の可能性</p> <p>※令和元年出水期から「早期注意情報」と名称変更</p>

※1 可能な範囲で発令

※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

(2) 避難の基準

次の災害については、前項の発令基準に加えて、具体的判断基準として「避難勧告等の判断マニュアル」を整備し、基準に該当した場合は、すみやかに避難勧告を行うものとする。

(ア) 土砂災害

(イ) 津波災害

(ウ) 浸水害

(エ) 高潮災害

(3) 避難の種類

ア 事前避難

災害の種類、特性により過去の発生例、地形、気象条件などから判断し、災害が発生するおそれがある場合（特に津波警報等が発表された場合等）に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備または開始を勧告する。また、津波警報等の情報が入手できない場合も、覚知した震度に応じ避難勧告を行う

ものとする。

イ 緊急避難

災害が現に発生し、地域住民の生命に著しく危険が迫っていると判断される場合は、災害発生地域の住民に対し、ただちに避難の勧告または指示を行う。

10 町長の消防長に対する権限の委任

町長は、消防長に対し、「予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発令中若しくは災害が発生し、または発生が予想される」場合において、危険と認められるものに対する事前措置及び応急措置並びに避難立退きについての指示、または勧告の権限を委任するものとする。ただし消防長は、緊急やむを得ない場合を除くほかは事前に町長の指示を仰ぎ、事後の経過措置については、直ちに町長に報告するものとする。

11 関係機関への報告

(1) 避難勧告、指示発令の報告

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、または立退き先を指示したときは、次の事項を速やかに渡島総合振興局長に報告する。町長以外の実施責任者が、勧告または指示を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を発表するとともに、渡島総合振興局長に報告する。

ア 避難の勧告または指示及び避難準備情報の発令者

イ 発令の日時及び理由

ウ 周知方法

エ 避難の対象区域

オ 避難方法及び避難先

(2) 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を渡島総合振興局長に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

ア 避難所の開設の日時、場所及び施設名

イ 収容状況及び人員及び開設期間の見込み

12 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（基本法第63条）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官は、町長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、または町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することができる。

13 広域一時滞在

(1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受入れについて協議を行うものとする。

イ 町長は、道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

ウ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を受入先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長に事務の引き継ぎを行うものとする。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について町長に通知する。

(2) 道内の市町村住民の一時的な滞在

ア 町長は、協議先道内市町村長または知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れを決定したときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

イ 町長は、協議先市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を利用し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

ウ 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に関する機関等に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在中により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、被災元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第7節 救助救出計画

災害によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な活動を実施するとともに、活動に当たっては各関係相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

町（災害救助法が適用された場合を含む。）及び福島消防署は、災害により生命、身体が危険な状態となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関または救護所に収容する。

また、町のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等に応援を要請する。

2 救助救出活動

町、福島消防署及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第8節 災害警備計画

災害時における北海道警察の諸活動は、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害警備体制の確立

風水害等の各種災害が発生した場合は、その災害の規模、様態に応じて、北海道警察の定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

3 応急対策の実施

(1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

ア 基本法の規定に基づき、避難の指示、または勧告を行うとともに、本章第6節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。

イ 住民の避難にあたっては、町及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締等にあたるものとする。

(3) 広報

風水害各種災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び様態に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

(4) 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに死体見分等にあたるものとする。

函館方面松前警察署	松前郡松前町字福山164番地	TEL42-3110
福島交番	松前郡福島町字三岳39番地5	TEL47-2042
吉岡駐在所	松前郡福島町字吉野519番地8	TEL48-5007

第9節 交通応急対策計画

災害時における消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するために必要な道路交通の確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は、次のとおりとする。

実施機関	応急対策の内容等	根拠法令
北海道公安委員会	(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確、かつ、円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する傷害を防止する必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の道路における交通の規制をすることができる。	基本法第76条 道路交通法第4条
警察署長	(1) 公安委員会は、歩行者、又は車両等の通行の禁止、その他交通規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条
警察官	(1) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害救助対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。又、命ぜられたものが、当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 (2) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	基本法第76条の3第1項及び第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	(1) 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第3項
消防職員	(1) 警察官がその場にいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。	基本法第76条の3第4項
道路管理者 開発局 北海道 福島町	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条第1項
函館海上 保安部	(1) 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行うことができる。	海上保安庁法第18条 第1項各号

2 道路の交通規制

災害が発生した場合、町長、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

(1) 道路交通網の把握

- ア 損壊し、または通行不能となった道路及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止、または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

町長、道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合、町長は関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止または制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

渡島総合振興局長、または北海道公安委員会は、総合振興局、または警察署及び交通検問所において、車両の使用者等の申し出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

確認したものについては、各車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、緊急通行車両は、応急対策として概ね次に掲げる事項のために使用するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、または指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎよ、または拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認める車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象外車両として通行を認める。

ア 確認手続

- ・ 北海道公安委員会（松前警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。
- ・ 規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- ・ 規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両毎に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- ・ 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
 - ・ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
 - ・ 都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
 - ・ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
- (1) 道路維持作業用自動車
 - (2) 通学通園バス
 - (3) 郵便物の収集または配達のため使用する車両
 - (4) 電報の配達のため使用する車両
 - (5) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (6) 感染症患者の収容または予防のため使用する車両
 - (7) その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

4 海上交通安全の確保

函館海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。
- (3) 海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、または勧告する。
- (4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (5) 航路標識が破損し、または流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 対象地域
道内全域
- (2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和元年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

6 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を指定している。当町においては、次の緊急輸送道路に指定されているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

(1) 第1次緊急輸送道路

(広域的な輸送に必要な主要幹線道路、特に重要な地震時に通行を確保すべき道路)

- ・ 国道 228 号線 (町内全区間)
- ・ 町道福島月崎幹線 (L=0.2km)

(2) 第2次緊急輸送路

(市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路、地震時に通行を確保すべき道路)

- ・ 道道岩部渡島福島停車場線 (全区間)
- ・ 道道渡島吉岡停車場線 (全区間)
- ・ ~~町道公営住宅線 (L=1.2km)~~
- ・ 町道館古団地1号線 (L=0.1km)

第10節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策員の移送及び救援、救護のための資材物資の輸送を迅速かつ確実にを行うため輸送の方法及び範囲は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。また、町長は、必要と認める場合は知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊等の派遣、出動を要求する。

2 輸送の対象

- (1) 避難のための住民の輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
- (4) 運搬給水による飲料水確保のための輸送
- (5) 生活必需物資の確保のための輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

3 緊急輸送車両の申請

災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、または制限をした場合は、町長は松前警察署長に対し当該車両が緊急輸送車両であることの標章及び証明書の交付を申請するものとする。

4 道路輸送

原則として町有車両を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。

5 海上輸送

陸上輸送に不可能な事態が生じたときは、福島吉岡漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、函館海上保安部、自衛隊等の協力を得て輸送を行う。

なお、海上輸送の拠点港は、福島漁港とする。

6 鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、鉄道輸送を行う。

7 費用及び期間

災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第11節 水防計画

本計画は、河川の洪水その他による水災時において、これを警戒し、防ぎよし、その被害を軽減するための組織及び活動要領等を、次のとおり定めるものである。

1 水防組織

水防組織は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるものをこれに充てることとする。

消防機関の組織は、第3章第11節に定める事務機構のとおりとし、消防団が水防団を兼ねるものとする。また、消防施設等については、資料編「消防施設及び消防体制」のとおりとする。

2 重要水防区域

当町の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒防ぎよ区域は、第3章第3節「重要警戒区域及び整備計画」のとおりとする。

3 水防施設

(1) 雨量、水位観測所

当町の区域内に設置された雨量観測所、気象観測所、水位観測所は、次のとおりである。

雨量観測所

福島川水位雨量局	……………	福島町字福島665番1地先河川敷
吉野雨量局	……………	福島町字館崎83番地1

気象観測所

千軒地域気象観測所	……………	福島町字千軒
-----------	-------	--------

水位観測所

福島川水位雨量局	……………	福島町字福島665番地1地先河川敷
吉岡川水位局	……………	福島町字吉岡310番地2地先河川敷

(2) 水防用資機材の配置及び調達先

町は年次計画を立て、水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくものとする。このほか、事前に町内の資材業者及び土木業者と協議し、緊急時に調達しうる数量等を確認して災害に備えておくものとする。

(3) 水防用土砂の採取、堆積

町は、有事に備え土砂採取場を調査し、または土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

4 水防活動用気象注意報及び気象警報

町及び水防関係機関等は、常に気象の状況に注意するとともに、気象官署から発表される水防活動用の各種気象注意報及び気象警報の処理に、遺漏のないようにしなければならない。

気象注意報及び気象警報等の種類は、第2章第4節「気象警報等の伝達計画」によるが、水防活動用気象注意報及び気象警報の種類は、下図に掲げる種類ごとに同表の中欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報 又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(注) 洪水予報、洪水注意報及び洪水警報が発表されたときは、水防活動用洪水予報、洪水注意報及び洪水警報が発表されたものとみなす。

5 水防活動用気象注意報及び気象警報等の伝達

町は、水防活動用気象注意報及び気象警報等の通知を受けたときは、第2章第4節「気

象警報等の伝達計画」により、遅滞なく水防に関係ある機関に、迅速的確に伝達を行うものとする。

また、住民への周知徹底について遺漏のないよう必要な措置を講ずる。

6 水防非常配備体制

町は、次による非常配備体制により、水防活動を行うものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、第2章第2節「災害対策本部」による非常配備体制により処理するものとする。

(1) 非常配備による基準

第2章第2節「災害対策本部」に定める非常配備に関する基準のとおりとする。

(2) 非常配備を指令したときの措置

町は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、渡島総合振興局長に報告するものとする。

7 監視及び警戒

(1) 常時監視

町は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに町に報告するものとし、町は管理河川等以外については、当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

(2) 非常監視及び警戒

巡視責任者は、町が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに町に連絡するものとする。監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ・ 裏法で漏水または飽水による亀裂及び崖崩れ
- ・ 表法で水当りの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ・ 天端の亀裂または沈下
- ・ 堤防の越水状況
- ・ 樋門の両袖または底部よりの漏水と扉の締め具合
- ・ 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

8 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。

緊急を要する場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

(水防法第21条、昭和24年法律第193号)

9 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法は、木流し、シート張り、月の輪、積土のう、改良積土のう等とする。

10 避難及び立退きの指示並びに順序

避難及び立退きの指示並びに順序は、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

11 避難者の輸送

避難者の輸送は、第4章第10節「輸送計画」によるものとする。

12 避難場所の指定

避難場所は、第4章第6節「避難対策計画」によるものとする。

13 非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は、第4章第10節「輸送計画」によるものとする。

14 決壊通報

水防に際し、堤防その他ダム等の施設が決壊したときは、町長及び消防署長は直ちに関係防災機関に通報するものとする。

15 水防信号

水防信号は、水防法第20条の規定により次のとおりとする。

区分	方法	警 鐘	サイレン	摘 要
警戒信号		○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	警戒水位に達した時及び气象台から気象の通報を受けたとき
出動 第1信号		○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき
出動 第2信号		○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 休止	町の区域内に居住する者が出動するとき
危険信号 (避難立退き)		乱打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるとき

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを防げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

16 水防報告

町長は、水防のために、水防団や消防機関を出動させたとき及び他市町村に応援を要求したとき並びにその他必要と認める事態が発生したときは、速やかに渡島総合振興局長にその旨を報告する。

また、町長は、水防が終結したときは、すみやかに記録を整理するとともに、別紙様式により、水防活動実施報告を渡島総合振興局長に提出するものとする。

様式

(福島町)

水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動		使用資機材			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分 前 回 迄	—	—	円	円	円					
月 分	—									
月 分										
月 分										
月 分										
小 計	—		—	0	0	0	—			
累 計	—		—	0	0	0	—			
水防管理団体分 前 回 迄							—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
月 分		()					—			
小 計	0	()	0	0	0	0	—			
累 計			0	0	0	0	0	円	円	

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

(提出期日等)

- 水防が終了した月の翌月 5 日までに渡島総合振興局長に 2 部提出する。

第12節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

(1) 福島町

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所

北海道農政事務所長は、必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

2 食料の調達

(1) 福島町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等から直接行う。

(2) 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し、輸送する。その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、救助法及び国民保護法（平成16年法律第112号）が発動された場合の特例により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

(3) 北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料需給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の班の応援を受け、町民対策班が次のと

おり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、町内会等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

4 炊き出し計画

(1) 現場責任者

炊き出しを実施する場合、町民対策班長は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督にあたらせるものとする。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、福島町赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

(3) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

ア 炊き出し給与状況

イ 炊き出し等による食品給与物品受払簿

5 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第5章第11節輸送計画及び第5章第29節労務供給計画により措置するものとする。

第13節 給水計画

災害により給水施設が被災、または飲料水の供給が不能となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために行う応急給水は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

飲料水の応急供給の実施は、町長が行う。救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。ただし、自己の水道破損があっても他に飲料水を得ることができる者は、対象としない。

3 補給水利の取水場所

- (1) 導給水管の全部または大部分が破損し、利用できない場合は、近隣市町村の給水タンク車等を要請する。ただし、破損の程度により浄水場等から取水が可能な場合は、取水を行うものとする。
- (2) 特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、町内の消火栓から取水して行う。

4 給水方法

- (1) 被害の規模、給水の緊急性及び需要の度合い等情勢を的確に判断し、計画的に供給する。搬送給水に重点をおき、福島消防署の協力を得て、給水用車両（消防タンク車を含む。）並びに容器をもって行うものとする。
- (2) 町は、飲料水を始めとする生活用水を災害発生後3日間分程度確保することを個人においても日頃から準備しておくよう、住民に広報していくものとする。
- (3) 家庭用井戸による給水が可能な場合、井戸の水質検査を実施し、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。
- (4) 加工場用井戸による給水が可能な場合は、被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。

5 資機材の調達方法

応急給水用・給水施設用応急復旧資機材については、福島町水道事業指定水道工事店により調達するものとするが、必要数量を確保できない場合は知事に対してそのあつせんを要請する。

6 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

7 応援・派遣要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村または道へ飲料水の供給またはこれに要する給水資機材の応援を要請するとともに、必要と認めた場合は道知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

第14節 上水道施設対策計画

災害時の上水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次のとおりとする。

1 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となれば住民の生活維持に大きな支障をきたすため、水道事業者は、あらかじめ施設の応急復旧計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 住民に対する広報活動を行う。

2 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

第15節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 福島町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 石油業協同組合等との応援協定を締結する等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

(2) 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

(1) 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

(2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第16節 衣料・生活必需品等物資供給計画

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により必要により委任される救助については、町長が行う。なお、災害時における災害救助活動物資等については、知事は町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

2 調達方法

生活必需品物資の調達は、町内業者より調達するものとする。なお、調達が困難な場合は、近隣市町村または道に要請し調達するものとする。

3 給与または貸与の対象者

給与または貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害による住家に被害を受けた者。（住家の被害程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水とする。）
- (2) 災害により被服、寝具、その他生活物資が損傷、または喪失し、日常生活を営むことが困難な者。

4 給与または貸与の方法

- (1) 担当対策班

救援物資の給与及び貸与については町民対策班が担当することとする。

- (2) 衣料等物資の供給範囲

寝具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
外衣	普通着か作業衣、婦人服、子供服、防寒コート等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身廻品	タオル、手拭い、長靴、運動靴、防寒手袋、靴下等
炊事採暖道具	なべ、釜、包丁、ガス器具、ストーブ等
食器	茶碗、汁碗、皿、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス、灯油等
その他	スコップ、除雪用具、ポリタンク、バケツ等

(3) 数量及び期間

被害状況及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の数量及び期間を災害発生の日からおおむね10日間とし、その状況によりその都度町長が定めるものとする。

(4) 地区別の取扱責任者の決定

給与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区毎に取扱者（民生委員）及び取扱責任者（町内会長）を置くものとする。

(5) 配給経路及び方法

ア 給与及び貸与物資は、被害状況別、避難所別、世帯別に配給計画をたてて支給する。

イ 物資の輸送は、本部からの配車を受けて行う。

(6) 給与及び貸与台帳の整備

被災者に対し、給与または貸与を行った場合は「給与及び貸与台帳」を作成し、その内容を明確に記録するものとする。

5 救援物資の取扱

町に送付された救援物資の取扱いは町民対策班が担当するものとし、受付の記録、保管、被災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じて適切、正確かつ公正に行うこととする。

6 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努め、要配慮者を優先的に配分することなどの配慮を行う。

7 給与または貸与の費用の限度

救助法（昭和22年法律118号）の定めに準じて行うものとする。

第17節 電力施設対策計画

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社は、次の対策を講ずるものとする。

1 北海道電力株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」によって対策を講ずるものとする。

(1) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込などの状況について、町及び道に連絡するものとする。

また、福島町災害対策本部が設置された場所は、速やかに連絡員を派遣し、被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

(2) 広報

災害による停電及び使用制限に当たっては、災害概況、復旧見込を直接又は報道機関等を通じて速やかに周知するものとする。

(3) 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（渡島総合振興局長）に要請するものとする。

第18節 医療救護計画

災害のために医療機関の機能がなくなり、または著しく不足、若しくは混乱した場合における医療救護の実施は、本計画に定めるところによる。

1 基本方針

- (1) 医療救護活動は、原則として町、または道が設置する救護所により実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- (2) 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 授産救護
 - オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - ア 傷病者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 実施責任

- (1) 町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合は、知事（知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部）または知事の委任を受けて町長が実施する。

3 医療救護の対象

- (1) 対象者
 - ア 直接災害による負傷者
 - イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

ウ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り正確かつ迅速に把握し、町長に通知する。通知を受けた町長は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策班に指示する。

4 医療救護活動の実施

(1) 福島町

ア 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ、渡島医師会に救護班の編成及び要請するものとする。

(ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況

(イ) 出動の時期及び場所

(ウ) 出動を要する人員及び資機材

(エ) その他必要な事項

イ 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

ウ 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

エ 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(2) 北海道

ア 道は、災害発生時に町からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。

イ 道は、救助法を適用した場合、または町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

ウ 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

エ 道は、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関に救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

オ 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成に必要な医師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る

調整を行う。

カ 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

(3) 災害拠点病院

ア 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

(4) 医療救護所

応急医療等を行うため、当該地域において安全が確保されている公共施設等を医療救護所に指定し、必要な整備を行う。この場合、関係住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

5 輸送体制の確保

(1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

(2) 重傷患者等

重傷患者等の医療機関への搬送は、原則として福島消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道または救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄等の活用または町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道または関係機関にその確保について要請する。

7 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等

の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

8 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況
- (2) 医療実施状況
- (3) 助産台帳
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況

第19節 防疫計画

災害時における感染症の発生、または感染症のまん延を予防するため防疫は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が知事の指導及び指示に基づき実施する。

2 防疫班、検病、検水班の編成

町長は災害現場における防疫活動を円滑、かつ能率的に実施するため防疫班等を編成するものとする。なお、福島町のみでは実施困難の場合は、道や、関係機関の応援協力のもとに実施する。

種 別	編成基準	器具用具
防疫班	衛生技術者 1名 事務職員 1名 作業員 2～3名	その都度準備する。
検病調査班	医 師 1名 保健師または看護師 1名 助 手 1～2名	
検水調査班	衛生技術者 1名 作 業 員 3～4名	その都度準備する。

3 防疫の種別とその方法

(1) 町長は、知事が行う感染症の状況、動向及び原因の調査並びに健康診断、就業制限、予防接種、消毒等に協力する。

ア 浸水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所等においてはできる限り多く、少なくとも1日1回以上行うこと。

イ 地域の住民組織等の協力を得て、感染症予防対策上必要な情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要があるときは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第17条に基づき健康診断に協力すること。

(2) 臨時予防接種

町長は知事の指示により感染症のまん延上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

(3) 消毒その他の措置

■第4章 災害応急対策計画

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、速やかにこれを実施するものとする。

一類感染症		
感染症名	消毒のポイント	消毒法
エボラ出血熱 マールブルグ病 クリミヤ・コンゴ 出血熱 ラッサ熱	厳重な消毒が必要である。患者の血液・分泌液・排泄物及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。	<ul style="list-style-type: none"> ・80℃・10分間の熱水 ・抗ウイルス作用の強い消毒薬 0.05～0.5%（500～5,000ppm） 次亜塩酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬。 アルコール（消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール）で清拭、または30分間浸漬。 2～3.5%グルタラルに30分間浸漬。
ペスト	肺ペストは飛沫感染であるが、患者に用いた機材や患者環境の消毒を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・80℃・10分間の熱水 ・消毒薬0.1w/v 第四級アンモニア塩に30分間浸漬又は0.2w/v 第四級アンモニア塩で清拭 0.01～0.1%（100～1,000ppm）次亜塩酸ナトリウムに30～60分間浸漬。 消毒用エタノールで清拭。
二類感染症		
感染症	消毒のポイント	消毒法
急性灰白随炎 (ポリオ)	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	・エボラ出血熱と同様に行う。
ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが、患者に用いた機材や患者環境の消毒を行う。	・ペストと同様に行う。

血液などの汚染に対しては0.5%（5,000ppm）、また明らかな血液汚染がない場合には0.05%（500ppm）を用いる。なお、血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

三類感染症		
感染症	消毒のポイント	消毒法
腸管出血性大腸菌	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	・ペストと同様に行う。
コレラ 細菌性赤痢	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	
腸チフス パラチフス	患者の糞便・尿・血液で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長（町民対策班）は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示により、病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の当該ねずみ族、昆虫等を駆除する。

（法第28条）

(5) 飲料水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間は第4章第13節「給水計画」に準じて給水を実施する。なお、供給量は、1日1人当たり20ℓ程度とするが、災害状況によっては3～5ℓとすることもある。

（法第31条）

4 感染症患者に対する措置

町長は、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対し、感染症の予防及び感染症の患者医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症のまん延を防止するため、入院する当該病院に係る病院、または診療所に移送するときは協力する。

(1) 感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は第一種感染症指定医療機関である市立札幌病院に入院させる。

種別	病院名	住所	電話
第一種	市立札幌病院	札幌市中央区北1条西13丁目1-1	011-726-2211
第二種	市立函館病院	函館市港町1-10-1	0138-43-2000

(2) その他

緊急、その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院、または診療所以外の病院、または診療所であっても知事が適当であると認めるものに入院させることができる。

6 避難所の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設に対して次により防疫指導を実施するものとする。

(1) 健康調査等の実施

避難住民に対しては、少なくとも1日1回の検病調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

(2) 消毒方法等の指導

保健師等の指導のもと、避難場所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服

等の日光消毒を行うように指導するものとする。

また、必要があれば、消毒薬等により便所、炊事場洗濯場等の消毒や避難場所、身の回りの清掃等を行うように指導するものとする。

(3) 集団給食及び飲料水等の管理

給食従事者は、原則として健康診断を受けたものを従事させるよう努めるものとする。また、配膳時の衛生保持及び残飯等の衛生的処理についても指導徹底に努めるものとする。

飲料水については、水質検査や消毒等を指導徹底し、炊事場、炊事場の衛生保持を行うよう指導するものとする。

第20節 廃棄物処理等計画

災害時における環境衛生の万全を期するため、被災地のじん芥の収集、し尿の汲取及び死亡獣畜の処理等の清掃業務は、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれてきた土砂、竹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿

災害地における清掃は、ごみ収集委託業者及びし尿収集委託業者の協力を得て町長が実施するものとする。なお、単独で処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜及び逸走犬の処理

災害時における死亡獣畜等の処理は所有者が行うこととするが、所有者が判明しない場合または所有者が実施することが困難であると認められる場合は、町長が行う。

なお、逸走犬の処理は、町長（町民対策班）が実施するものとする。

2 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、応急対策の障害にならないよう配慮するものとする。

3 清掃班の編成

清掃班編成	班編成内容
ごみ処理班	町民対策班が各対策班の協力を得て、必要な人数で編成する。
し尿処理班	
死亡獣畜処理班	

4 廃棄物等の処理方法

処理基準はおおむね次の要領により行うこととする。

(1) ごみ収集処理の処分

ア 食物の残廃物を優先収集すること。

イ 処理方法は、廃棄物処理施設を使用することを原則とし、衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずる。

■第4章 災害応急対策計画

名 称	住 所	電話番号
渡島西部広域事務組合 衛生センター	福島町字千軒31-1	0139-47-2201
有限会社松川	福島町字吉岡175	0139-48-5040

(2) し尿の収集処分

ア 収集不能地域に対しては、容器を配布すること。また、被災の状況により、災害を受けた住居地に対して臨時公衆便所を設置し、人員に応じた便所数とする。

イ 処理方法は、し尿処理施設を使用することを原則とし、衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずる。

名 称	住 所	電話番号
有限会社上嶋環境営繕	福島町字三岳23-1	0139-47-2037

5 死亡獣畜の処理方法

(1) 死亡獣畜の処理方法は、所有者が行うものとする。

(2) 所有者が判明しないとき、または所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。

(3) 死亡獣畜の処理は、町が指定する死亡獣畜取扱場において行うものとする。

(4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合または運搬することが困難な場合、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

第21節 家庭動物等対策計画

ペットの飼育、保護は、所有者の責任において行うことを原則とする。避難活動時には、避難者自らがペット救護所等にペットを預けるように広報する。

1 ペット救護所等の開設

町長（町民対策班）は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び北海道獣医師会にペットの救護及び飼育管理について応援を要請する。

町長は、北海道及び北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。

【参考】災害時における小動物救護マニュアル（（社）北海道獣医師会）

被災地でのペット対策

- ・ 被災地域の飼い主よりの受託小動物の飼育管理
- ・ 飼主不明動物の保護及び飼育管理
- ・ 行政が行う規制区域内等に残された動物への給餌活動の支援
- ・ 全ての保護管理動物の獣医療救助
- ・ 引き取り手のいない収容動物の新しい飼い主探し

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の管理者（飼い主）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

(2) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第22節 文教対策計画

災害時において、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急教育及び文化財の保全に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任者

保育所における教育の確保については、町長（町民対策班）が行い、小学校・中学校における教育の確保については、学校管理者である教育委員会（教育対策班）が行う。

また、保育所、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、保育所園長、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。なお、幼稚園及び高等学校にあっても、本計画に準じ文教対策を実施するものとする。

救助法による救助は道知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 応急教育対策

(1) 休所・休校措置

ア 登校前の措置

保育所園長及び各学校長は、学校施設等の被災その他の理由により校務等の運営上やむを得ないと認めるときは町民課並びに町教育委員会と協議し、休所、休校の措置をとる。この場合、保育所園長、各学校長または町民課並びに町教育委員会は、保育所及び各学校であらかじめ定めてある連絡網や防災行政無線施設、広報車等により保育児童、児童、生徒、保護者等に周知徹底を図る。

イ 登校後の措置

授業等を中断し、帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、集団下校等の措置や保育児童、児童、生徒にあっては教職員等が地区別に付添うなどの措置をとる。また、必要に応じ、保護者や地区町内会等の協力を得るものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための学校施設の確保は、被害の程度により、おおむね次の方法による。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用する、なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。

イ 校舎の全部または大部分が使用できない場合

最寄りの学校または公共施設等を利用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

被害を受けない学校または公共施設等を利用する。また利用する施設がない場合

は、応急仮設校舎を建設するなどの措置をとる。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じて特別な計画をたて、授業の確保に努める。授業することが不可能な場合、家庭学習の方法等により学力の低下を防ぐよう努める。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 授業の場所が寺院等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の能率化、児童生徒の保健衛生等に留意する。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容及び程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。

ウ 被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充てられた場合には、児童生徒の管理に注意するとともに、授業の効率低下にならないよう留意する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

3 教科書の調達及び学用品の支給

(1) 支給の方法

被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失、又はき損し、就学上支障のある者に対して支給する。

(2) 支給の方法

学校長を通じ対象者に支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

エ その他特に必要と認めたもの

(4) 学用品の調達

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、道教育委員会の指示に基づき、教科書供給店に連絡して供給を受けるものとする。また、町内の他の学校に対し、古本の供与を依頼するものとする。

学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、町内文房具店等から調達する。

4 学校給食対策

- (1) 学校給食施設の応急修理を行い、学校給食の継続を図る。
- (2) 学校給食用主要物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、その他学校給食用物資については、緊急調達に努める。
- (3) 衛生管理には、特に注意し、食中毒等の事故防止に努める。

5 被災教職員、園児、児童、生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員、児童生徒に対し、感染症予防対策、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規定による予防接種、健康診断等を実施する。

6 衛生管理対策

学校等施設が、避難場所等の応急施設や被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して、衛生管理をし、防疫に努める。

- (1) 施設内、特に水飲場、炊事場、便所等は常に清潔にし、必要に応じて消毒剤による消毒を実施すること。
- (2) 施設の一部に被災者を収容し、授業を継続する場合は、収容施設との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わった時は、施設全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。

7 文化財の保全対策

- (1) 文化財の名称及び所在地

文化財の現況は、資料編「指定文化財」のとおりとする。

- (2) 保全対策

文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に努め、被害を受けたときは、町教育委員会に連絡するとともに道教育委員会の意見を聴いて必要な措置を講ずるものとする。

8 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに準じて行うものとする。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策については、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、技術者等を動員して応急修理を実施するものとする。救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置については、原則として知事が行うが、知事から救助法第30条第1項の規定により委任を受けた場合は町長が行う。

2 実施の方法

(1) 避難場所の設置

町長は、本章第6節「避難対策計画」の定めるところにより、避難場所を開設する。

(2) 公営住宅の利用

町長は、災害のため住宅が被害を受け、住居の場所を失った者を収容するため、必要に応じて空き公営住宅を利用する。

(3) 応急仮設住宅の建設

町長は、必要により災害のため住家が滅失した者の一時的な居住の安定を図るため、事前に知事からの委任を受けて応急仮設住宅を建設する。

ア 入居対象者

(ア) 住家が全焼、全壊、または流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者であること。

a 生活保護法に定める被保険者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

イ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する

る法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう拝領するものとする。

エ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、摘要の場合に準ずるものとする。

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半焼、または半壊し、当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者
- ウ その他、町長が特に必要と認めた者

(2) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

4 住宅の建設等

- (1) 原則として町の指名登録業者のうちから指名する。
- (2) 町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定実施の決定

町長（建設対策班）は、災害の発生による宅地被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災地宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定実施マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調査員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町及び道は、災害発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築または宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (3) 町は道と協力して危険度判定に仕様する資機材の備蓄を行う。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容、処理及び埋葬は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

行方不明者の搜索及び遺体の收容、処理及び埋葬は、町長が関係機関の協力を得て行うものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。なお、救助法による死体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

(ア) 町長が、消防署、警察署、海上保安部、その他の関係団体の協力を得て実施する。

被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(イ) 遺体が流失等により他市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して捜査の応援を要請する。

a 遺体が埋没または漂着していると思われる場所

b 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない遺体。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 処理方法・処理の対象は、災害により死亡し、または遺体で発見された者で、納棺

用品等必要器材を確保し遺体を収容する。

ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官または海上保安官の死体見分及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、または引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保管をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

イ 遺体の収容は、町内の寺院、公共建物等、遺体収容に適切な場所を選定するが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(火葬場)

名 称	場 所
福島町火葬場（安養苑）	福島町字福島625番地ほか

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害により死亡した者で個人で埋葬を行うことが困難な場合または遺族のいない遺体のみ、次により行う。

(2) 埋葬の方法

ア 埋葬は原則として火葬とし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うこととする。

また、一時的かつ集団的に多数の死者が発生した場合には、死者の埋葬が適切に行われるよう「災害時における葬祭用品の供給に関する協定」により、知事の協力を得て行うものとする。

イ 事故死等による遺体は、警察から引き継ぎを受けた後に埋葬する。

ウ 身元不明の遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により仮埋葬する。

エ 町のみで埋葬等を行うことが困難な場合は、近隣市町村及び関係機関による協力を得て実施するものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

障害物の除去は、町長が実施する。

なお、道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模、障害物の内容等により各管理者は相互に協力し障害物の除去にあたる。救助法による救助は知事が行き、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、または与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合。
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 除去の方法

原則として機械器具により行き、状況に応じて土木業者を雇い、速やかに実施する。

また、町長は必要と認める場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、実施にあたっては、現状回復ではなく応急的な除去とする。

4 機動力

機動力は、現場の状況に応じて機械力、人力等によって行き、必要に応じ関係機関や民間から機材等を借入調達する。

5 除去した障害物等の集積、保管場所

集積、保管場所は、付近の町有地、遊休地を利用するが、次の点を考慮して決定する。

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道及び町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- (3) 工作物等の保管場所は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公表するものとする。

6 障害車両等の除去

災害時に放置された車両等の除去については、次のとおりとする。

- (1) 警察官及び消防職員は、通行禁止区域等において放置された車両等が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害となる場合、その障害車両等の占有者、所有者、管理者に対して障害車両等の移動等の措置を命ずることができる。

また、警察官及び消防職員は、その障害車両等の移動との措置を命ぜられた者が措置を取らないとき、または、命令の相手が現場にいない措置を命ずることができないときは、自らその措置を行うことができる。

この場合、移動等の措置を取るため、やむを得ない限度において放置車両等を破損することができる。

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいないときに、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講じ、または、自らその措置を取ることができる。

7 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに準じて行うものとする。

第27節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

1 災害の原因

- (1) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (2) 暴風、竜巻、洪水、高潮その他の異常な自然現象
- (3) 津波
- (4) 山崩れ
- (5) 地すべり
- (6) 土石流
- (7) がけ崩れ
- (8) 地震
- (9) 火山噴火
- (10) 落雷

2 被害種別

- (1) 路面及び路床の流失埋没
- (2) 橋梁の流失
- (3) 河川の決壊及び埋没
- (4) 堤防の決壊
- (5) 海岸線の浸食
- (6) 溜め池等えん堤の流失及び決壊
- (7) 漁港施設の被害
- (8) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

3 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

ア 警戒区域の状況等、応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章第1節「災害情報通信計画」及び本章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」の定めるところ

により、迅速、確実にを行うものとする。

警戒区域の情報内容は、地表水、湧水、表層、亀裂、植木等の傾斜、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

イ 警戒区域の情報連絡

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、各町内会長等を通じ情報連絡を行うものとする。

ウ 警戒体制

警戒体制及び基準雨量等は、別表のとおりとする。

エ 警戒体制区域の巡視

異常現象を発見した場合は、本章第1節「災害通信計画」に定めるところにより、必要な措置を行うものとする。

オ 避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、本章第6節「避難対策計画」に定めるところにより避難の勧告、指示の処置を行うものとする。

4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

別表 警戒体制及び基準雨量等

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	全地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 前日までの連続雨量が100ミリメートル以上で当日の日雨量が50ミリメートルを超えたとき。 2 前日までの連続雨量が10～100ミリメートルで当日の日雨量が80ミリメートルを超えたとき。 3 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリメートルを超えたとき。 	非常警戒体制とし、警戒巡視員、連絡員をもって組織し、次の配備体制に円滑に移行できるよう措置すること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険区域の警戒及び巡視 2 住民等への広報等
第2警戒体制	全地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 前日までの連続雨量が100ミリメートル以上で当日の日雨量が50ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートルの強雨が降り始めたとき。 2 前日までの連続雨量が10～100ミリメートルで当日の日雨量が80ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートル程度の強雨が降り始めたとき。 3 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリメートルを超え、時間雨量30ミリメートル程度の強雨が降り始めたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班をもって組織し、災害応急活動ができる体制とすること。 2 災害が発生し、その規模範囲により更に拡大することが予想される場合は、町防災計画によること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の避難準備 2 警告 (基本法第56条) 3 事前措置 (基本法第59条) 4 避難の指示 (基本法第60条)

第28節 応急飼料計画

災害時に行う家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

1 実施責任

家畜飼料の応急対策は町長が実施する。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって渡島総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、北海道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第29節 労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するため必要な作業従事者の雇用等に関する計画は、次のとおりとする。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇い上げは、町長（水産商工対策班）が実施するものとする。

2 作業従事者雇用の対象

- (1) 土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用
- (2) 遺体の捜索及び処理並びに埋葬のための雇用
- (3) 救出機械器具操作のための雇用
- (4) 避難及び医療助産の輸送のための雇用
- (5) 飲料水の運搬給水のための雇用
- (6) 救助物資の支給のための雇用
- (7) その他の応急対策のための雇用

3 作業従事者雇い上げ方法

函館公共職業安定所長に対し、文書又は口頭で次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 期間及び賃金等の条件
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労務者の雇用を要する目的
- (5) その他必要事項

4 賃金

福島町における同種の業務及び技能に対して支払われる一般の賃金水準を上回るよう努めるものとする。

5 住民組織・団体等への協力要請

町長は、災害応急措置や被災者の救護活動等への協力・支援等の必要が生じた場合、住民組織、団体等に対して協力要請を行うものとする。

住民組織・団体等の要請先及び協力要請内容は、第3章第3節「住民組織等の活用」

■第4章 災害応急対策計画

に基づいて行うものとする。

第30節 ヘリコプター要請活用計画

災害時におけるヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

2 応援要請

(1) 要請の要件

町長は、災害が発生し次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図る。

- ア 町（渡島西部広域事務組合）の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合。
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合。
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合。

(2) 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部危機対策課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援対策
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

3 活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 傷病者・医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

- (3) 火災防ぎょ活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他ヘリコプターの活動が有効と認められるもの

4 支援体制

ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。離着陸可能指定場所については、資料編「ヘリコプター離発着可能場所」のとおりとする。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の視点体制も講じるものとする。また、離着陸場指定地については、ほとんどが避難場所となっているため、離着陸に際しては、地上支援要員を配し、避難住民の安全を確保するものとする。

北海道消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場選定条件

選定条件

■ 離着陸場の広さ

密集地においては 21m×17mが確保できること。

非密集地においては 18m×14mが確保できること。

※ 非密集地とは、周囲に民家や他の構築物等がなく、広く開放されている場所（これ以外の場所は全て密集地として扱う。）

■ 周囲の障害物の状況

離着陸帯を中心として、その周囲500m先まで1/8の勾配（約7.1°）の傾斜面上に出る障害物がないこと。（次図参照）

この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件をクリアすること。

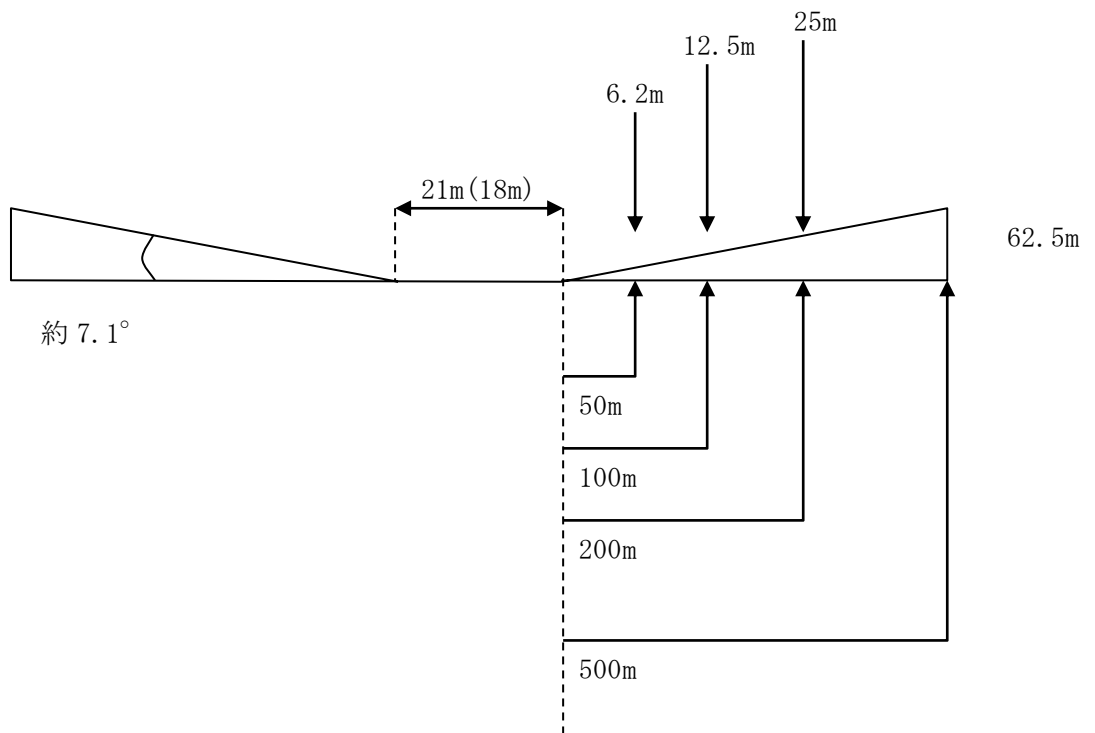
■ 離着陸帯等の条件

- ・ 離着陸帯については、平坦な場所であり、かつヘリコプターの重量に耐える強度が確保できること。
- ・ 地盤の緩い草地等については、転圧をするかロードマットまたは鉄板等が敷けること。
- ・ 離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し嵐（ダウンウォッシュ）によって飛散するような物がないよう、整理されていること。

■ その他参考事項

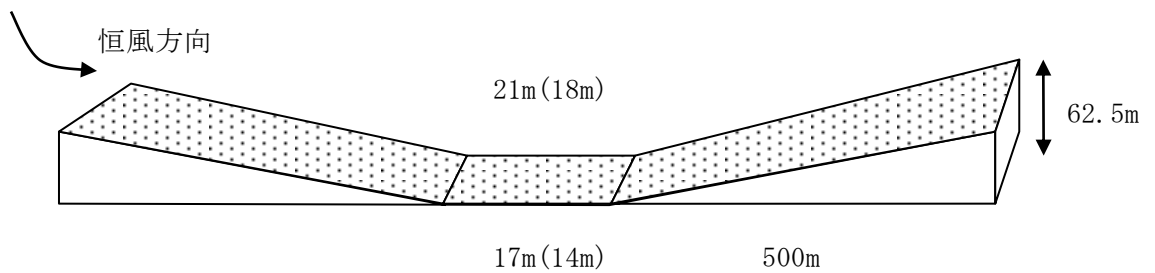
- ・ グラウンド等の場合は、地表面が乾燥している時は砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散水を行う必要があること。
- ・ 離着陸帯中央に直径約10mの正円と中にHを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。（次図参照）
- ・ 救急車等の車両の出入りの便のよい場所であること。
- ・ 通信連絡手段を確保できること。

障害物制限高（概略図）

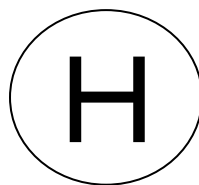


全方向ではなく、恒風方向に対して、下図の
網掛け面上に障害物がなければ可

【最低条件】



離着陸帯マーキング



第31節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊派遣要請は次に定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 水害、高潮、津波等の災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請手続

派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事（渡島総合振興局長）へ要求する。

ただし、緊急を要するときは、口頭または電話により要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、緊急を要する場合、または通信手段が途絶し、知事（渡島総合振興局長）に要求ができない場合は、直接部隊長に通知するものとする。

ただし、事後速やかにその旨を知事（渡島総合振興局長）に連絡するとともに、文書により要請要求の手続きをするものとする。

- ・ 災害の状況及び派遣を申請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ 派遣部隊が展開できる場所
- ・ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

3 災害派遣部隊の受入体制

町長は、知事または自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備、派遣部隊及び渡島総合振興局との連絡責任者の指名、作業計画等について協議調整のうえ、必要な措置をとる。

4 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市町村等）において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に、その旨を報告する。なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請先

隊名	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話
陸上自衛隊	第11旅団 函館駐屯地司令 (第28普通科連隊長)	連隊第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線235(当直302) FAX 0138-51-9171
	海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部3室	むつ市大湊町4-1 0175-24-1111 内線2224
海上自衛隊	函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 FAX 0138-27-9806 内線224
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久 保125-7	0176-53-4121 内線2353
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231

第32節 広域応援計画

町長は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施内容

(1) 福島町

ア 町長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

イ 町長は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入体制を確立しておく。

ウ 知事に対する応援要請等

(ア) 町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、または応急対策の実施を要請するものとする。

(イ) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

(2) 福島消防署

ア 大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）等、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 他の消防機関との応援が円滑に行われるよう、日ごろから災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関との応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第33節 職員応援派遣計画

災害応急対策または災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、または第30条の規定により職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

町長または委員会若しくは委員

なお、町の委員会または委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び受入側双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用を受ける。ただし、関係規定に矛盾が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については地方自治法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定による。また地方

公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員のサービスは、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第34節 ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団体及び各種ボランティア団体等との連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

防災ボランティアの活動は、奉仕団体及び各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズを把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技術等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

4 ボランティア活動の環境整備

町は、道、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第35節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を援護するための災害義援金の受付け及び配分は、災害義援金募集（配分）事業要綱骨子の定めるところに準ずることとする。

第36節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するための応急金融の大要は、資料編に示すとおりとする。

第37節 災害救助法の適用と実施

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災した者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 救助法の実施機関

救助法による救助活動は、一定規模以上の災害に際して町に対し適用し、応急救助活動を実施する。

知事は救助を迅速に行うために、次に掲げる救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。ただし、(2)、(10)、(16)については、事前に渡島総合振興局長の承認を得なければならない。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊き出しの実施
- (4) 食品の給与
- (5) 飲料水の供給
- (6) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (7) 医療
- (8) 助産
- (9) 被災者の救出
- (10) 被災住宅の応急修理
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 障害物の除去
- (16) 輸送及び賃金の職員等の雇い上げ

2 被害状況の把握

(1) 町長は次のいずれかに該当する災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する。

ア 救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に救助法が適用されている場合で、同一の原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した場合

- エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- (2) 町長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- (3) 町長は、被害の認定を次のとおり行う。

被害等の認定基準

被害等の区分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
負 傷	災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。
重 傷 ・ 軽 傷	重傷とは1か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1か月未満で治療できる見込みのものとする。
全 壊 全流出、全埋没 全焼失を含む。	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
半 壊 半流出、半埋没、 半焼失を含む。	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
一 部 損 壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
床 上 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。
床 下 浸 水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものとする。
住 家	現実に居住のため仕様している建物をいう。
非 住 家	住家以外の建物をいう。
世 帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
棟（むね）	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

3 救助法適用の基準

(1) 次の基準に基づき、救助法の適用に該当するか判定を行い、該当または該当する見込みがあると認めた場合は次の手続きを行う。

ア 法適用は市町村単位とすること。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ウ 被害が次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 町における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、滅失等の1/2世帯、床下浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

適用基準			
市町村の人口 被害区分	住居滅失世帯数		被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	市町村単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	
(千人) 5未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき
5以上 15未満	40	20	

(イ) 被害が広範囲にわたり、道内の滅失世帯数が2,500世帯以上あつて、本町の滅失世帯数が全道の滅失世帯数の1/2（40世帯）に達したとき。

(ウ) 被害が広範囲な地域にわたり、道内の滅失世帯数が12,000世帯以上あつて、町内の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

(エ) 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- ・ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ・ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。
- ・ 時間的に同時に、または相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が(ア)に規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
- ・ 当該災害前に上記に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
- ・ その被害状況が上記に準ずる場合で救助の必要があるとき。

4 適用の手続き

災害に際し、町における被害が前記2(1)の基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を渡島総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに渡島総合振興局長を通じ知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

5 救助の実施

(1) 救助の役割分担

町長は、知事から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に示す別表の基準により行う。

第38節 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害の程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明の発行は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

罹災証明は、町長（総務対策班）が行うものとする。

2 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。

3 罹災証明書の発行

災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。

4 被害家屋の判定基準

被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき行う。判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。

5 罹災台帳の作成

被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を登録するものとする。

6 広報

罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。